

野田市重度障がい者等日常生活用電話貸与契約書

野田市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、重度身体障がい者(児)が日常生活用として使用する電話の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、その所有する電話を乙に無償で貸与する。

(用途)

第2条 乙は、電話を重度身体障がい者等の日常生活用として使用するものとする。

(貸与期間)

第3条 貸与期間は、 年 月 日から1年間とする。ただし、市長が期間満了日までに貸与を取り消さない限り、その期間を更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(費用負担等)

第4条 用具の貸与を受けた場合の費用の負担については、次に定めるところによる。

- (1) 電話の設置に要する費用は、甲が負担する。
- (2) 電話料金は、基本料については、甲が負担し、それ以外のものについては乙が負担する。

(貸与の取消し)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の取消しをすることができる。

- (1) 乙が野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 乙が社会福祉法に基づく社会福祉施設、その他の施設に入所したとき。
- (3) 乙が負担すべき電話料金の支払いを3月以上遅延したとき。
- (4) 乙が属する世帯の所得が所得税の課せられていない世帯でなくなったとき。
- (5) 乙が用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第6条 乙は、貸与を受けた電話を自己の日常生活用以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(返還等)

第7条 乙は、第5条の貸与を取消しされたときは速やかに当該電話を返還しなければならない。

2 乙は、第6条の規定に反して譲渡等し、又は虚偽その他不正な手段により貸与を受けたときは、当該電話を返還するとともに甲の電話貸与に要した費用を返還しなければならない。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙